

原議保存期間	20年(令和28年3月31日まで)
有効期間	一種

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各付属機関の長

殿

警察庁丙運発第48号
令和7年8月29日
警察庁交通局長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令について（通達）

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第77号。以下「改正府令」という。）が本年8月29日に公布され、同年9月1日から施行されることとなった。

改正の趣旨等は、下記のとおりであるので、改正府令が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺漏ないようにされたい。

記

1 趣旨

これまで、マイナ免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）又はマイナ経歴証明書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第30条の8第3項第1号に規定する運転経歴情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）を有する者がマイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の更新等により新たなマイナンバーカード（以下「新カード」という。）の交付を受ける場合、マイナ免許証又はマイナ経歴証明書（以下「マイナ免許証等」という。）として利用可能なマイナンバーカードと引換えに特定免許情報又は運転経歴情報（以下「免許情報等」という。）が記録されていない新カードの交付を受けることとなり、引き続きマイナ免許証等の利用を希望する者は、運転免許センター、警察署又はその他免許関係手続を行う場所において新カードについて免許情報等の記録を受ける必要があった。

こうした不便を解消するため、マイナンバーカード発行工場（地方公共団体情報システム機構の委託を受けた民間事業者がマイナンバーカードを発行する工場をいう。）において、マイナ免許証等を有する者に係る免許情報等

を新カードに記録する手続の運用を開始できるよう、所要の法整備を行うものである。

2 内容

都道府県公安委員会は、マイナ免許証等を有する者に係るマイナンバーカードが新たに作成される場合には、当該マイナンバーカードについて、その者が有していたマイナ免許証等に記録されていた免許情報記録等を記録したものとする措置を講ずることができるとする。(改正府令による改正後の府令第21条の16の2及び第30条の17の2)

3 留意事項

マイナ免許証等を有する者に係る免許情報等を新カードに記録する手続の対象については、マイナ免許証を有している者が、個人番号カードオンライン申請サイトにおいて、新たなマイナンバーカードに署名用電子証明書を発行することを希望した上で、マイナンバーカードの交付申請を行い、交付申請の理由が、

○ マイナンバーカードの有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となったこと

○ マイナンバーカードの券面の追記欄の余白がなくなったこと

のいずれかに限られるので留意すること。

また、運用上の留意事項については別途指示する。

(参考資料)

改正府令の官報の写し

府

令

○内閣府令第七十七号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百十四条の七の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(免許情報記録個人番号カードを有する者に係る個人番号カードが新たに作成される場合の措置)</p> <p>第二十一条の十六の二 公安委員会は、免許情報記録個人番号カードを有する者に係る個人番号カードが番号利用法第十六条の二第一項の規定により新たに作成される場合には、当該個人番号カードについて、その者が有していた免許情報記録個人番号カードに記録されていた免許情報記録を記録したものとすることを講ずることができる。(運転経歴情報記録個人番号カードを有する者に係る個人番号カードが新たに作成される場合の措置)</p> <p>第三十条の十七の二 公安委員会は、運転経歴情報記録個人番号カードを有する者に係る個人番号カードが番号利用法第十六条の二第一項の規定により新たに作成される場合には、当該個人番号カードについて、その者が有していた運転経歴情報記録個人番号カードに記録されていた運転経歴情報を記録したものとすることを講ずることができる。</p>	<p>〔条を加える。〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>〔条を加える。〕</p>

附 則

この府令は、令和七年九月一日から施行する。

○内閣府令第七十八号

損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)第三条第四項の規定に基づき、損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣 石破 茂

損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成八年大蔵省令第七号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>(料率団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類)</p> <p>第三条 法第三条第四項に規定する保険の種類は、次に掲げる保険の種類とする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 その他金融庁長官が定める保険の種類</p>	<p>(料率団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>〔一、五 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第七十九号

銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条第六項第四号(長期信用銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十二号)第六条第一項において準用する場合を含む。)、信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百二十二号)第十一条第七項第四号及び協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第七項第四号の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣 石破 茂

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成二十六年内閣府令第六十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年十二月一日)から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年十二月一日)から施行する。</p> <p>(銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十九号)附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合</p>

〔条を削る。〕

附 則